

お客さま各位

東海労働金庫

預金口座の開設にあたっての取組み強化のお願い

昨今、当金庫の預金口座が不正売買されるといった犯罪行為が多発しております。また、不正に売買された当金庫預金口座が「投資詐欺」や「副業詐欺」、「ヤミ金詐欺」といった犯罪行為の受取口座として利用されるといった事案も多発しております。

このような金融犯罪からお客さまの大切な資産をお守りすること及び、お客さまが各種犯罪行為の加害者となることを防止するため、当金庫では、総合口座を含む普通預金口座を開設される全てのお客さまに、下記の内容についてご確認を強化させていただくとともに、注意喚起を実施しております。

何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

【口座の開設理由や目的について】

当金庫では、口座の開設時に口座開設の理由やご利用目的の確認として、疎明資料等のご提出や詳細な聞き取り等を実施させていただいております。

上記趣旨を踏まえた対応としてご理解いただき、場合によっては、一定期間のお取引の制限や口座の開設をお断りする場合がございますので、予めご了承願います。

【ご注意ください：口座の売買は犯罪です！】

預金口座（通帳やキャッシュカード、インターネットバンキング）を売買・譲渡する行為、他人に成りすまして預金口座を開設する行為は犯罪であり、下表の罪に問われる可能性があります。

形態	罪名・法定刑
不正に利用する目的で自分の口座を開設した	詐欺罪 10年以下の懲役
他人や架空の名義で口座を開設した	
自分または他人名義の通帳（キャッシュカード）を譲り渡した	犯罪による収益の移転防止に関する法律違反 1年以下の懲役 100万円以下の罰金
インターネットバンキングに使用するID、パスワード等を他人に譲り渡した	

以上